

〔指定管理者制度導入施設〕〔B調書〕

事業評価調書〔途中評価〕（令和元年度）

1. 施設の名称等

施設名称	高浜園地休憩施設	事業所管	環境部	自然環境課
所在地	五島市三井楽町貝津字高浜1054-1	課（室）長名	立田 理一郎	

総合計画上の位置づけ	基本戦略	
	施策	
	事業群	

2. 施設の概要

設置年月日	平成12年4月1日																																																						
設置法令等	自然公園内県営公園施設条例（昭和32年5月24日）																																																						
設置目的	西海国立公園内でも有数の海水浴場である高浜において、特に夏季の海水浴場利用の利便性を向上させるため、桟敷や休憩施設、シャワー施設等を設置し、利用の増進を図る。																																																						
利用対象者等	主な利用対象者：県民及び県外公園利用者、海水浴客																																																						
施設内容	主な施設：シャワー（木造平屋）1棟、休憩施設（パーゴラ）1棟																																																						
施設の利用料金体系	桟敷（一般）500円（小中学生300円）、シャワー（1回）200円、ロッカー（1回）100円																																																						
類似施設の設置状況	<table border="1"><thead><tr><th rowspan="2"></th><th colspan="2">大崎海水浴場 （川棚町）</th><th colspan="2">結の浜マリナーズ （県）</th></tr><tr><th></th><th></th><th></th><th></th></tr></thead><tbody><tr><td rowspan="4">利用料金</td><td>大人</td><td>500円</td><td>普通車</td><td>500円</td></tr><tr><td>小人</td><td>300円</td><td>マイクロバス</td><td>1,000円</td></tr><tr><td></td><td></td><td>大型</td><td>2,000円</td></tr><tr><td></td><td></td><td>バイク</td><td>100円</td></tr><tr><td>シャワー</td><td colspan="2">上記料金に含む</td><td>シャワー</td><td>100円</td></tr><tr><td>ロッカー</td><td></td><td>ロッカー</td><td>100円</td></tr><tr><td>年間利用者数 （平成30年度）</td><td colspan="2">6,716人</td><td colspan="2">34,716人</td></tr><tr><td>指定管理者 制度導入</td><td colspan="2">平成18年4月1日～</td><td colspan="2" rowspan="3">（諫早市へ管理委託）</td></tr><tr><td>指定管理者</td><td colspan="2">（一社）川棚町観光協会</td></tr><tr><td>公募・非公募</td><td colspan="2">非公募</td></tr></tbody></table>					大崎海水浴場 （川棚町）		結の浜マリナーズ （県）						利用料金	大人	500円	普通車	500円	小人	300円	マイクロバス	1,000円			大型	2,000円			バイク	100円	シャワー	上記料金に含む		シャワー	100円	ロッカー		ロッカー	100円	年間利用者数 （平成30年度）	6,716人		34,716人		指定管理者 制度導入	平成18年4月1日～		（諫早市へ管理委託）		指定管理者	（一社）川棚町観光協会		公募・非公募	非公募	
		大崎海水浴場 （川棚町）		結の浜マリナーズ （県）																																																			
	利用料金	大人	500円	普通車	500円																																																		
		小人	300円	マイクロバス	1,000円																																																		
				大型	2,000円																																																		
				バイク	100円																																																		
シャワー	上記料金に含む		シャワー	100円																																																			
ロッカー		ロッカー	100円																																																				
年間利用者数 （平成30年度）	6,716人		34,716人																																																				
指定管理者 制度導入	平成18年4月1日～		（諫早市へ管理委託）																																																				
指定管理者	（一社）川棚町観光協会																																																						
公募・非公募	非公募																																																						
年間利用者数 （平成30年度）	6,716人		34,716人																																																				
指定管理者 制度導入	平成18年4月1日～		（諫早市へ管理委託）																																																				
指定管理者	（一社）川棚町観光協会																																																						
公募・非公募	非公募																																																						

区 分 （単位：千円）	平成27年度 （実績）	平成28年度 （実績）	平成29年度 （実績）	平成30年度 （実績）	令和元年度 （計画）
	財源				
国庫	0	0	0	0	0
その他（環境保全使用料）	0	0	0	0	0
一般財源	0	0	0	400	76,053
事業費＜A＞	0	0	0	400	76,053
内訳					
管理運営負担金	0	0	0	0	0
その他（修繕費）	0	0	0	400	76,053
人件費＜B＞	0	0	0	0	0
合計＜C=A+B＞	0	0	0	400	76,053
単位あたりコスト	0	0	0	10	2,079

（説明）「利用者100人あたりの費用」= C ÷（利用者数 ÷ 100）

3. 指定管理者の概要

指定管理者の名称等	《所在地》 五島市福江町1-1 《名称》 五島市 《代表者氏名》 市長 野口 市太郎
指定期間	平成30年4月1日 ~ 令和3年3月31日
業務	①施設（設備）の維持・修繕等
利用料金制	■ 導入済 □ 未導入 選定方法 ■ 公募 □ 非公募

4. 成果指標の達成状況及び管理運営に要した経費等の収支状況

成果指標の達成状況	① 利用者数		(目標値の根拠) 過去3カ年の利用者数実績の平均値とする。		<元年度実施における変更点> なし			
	実績		平成27年度 (実績)	平成28年度 (実績)	平成29年度 (実績)	平成30年度 (実績)	令和元年度 (計画)	
		単位						
	①	a 目標値	人	2,945	2,714	2,851	3,266	3,659
		b 実績値	人	2,858	3,593	3,347	4,036	
		c 達成率b/a	%	97	132	117	123	
		a 目標値						
		b 実績値						
		c 達成率b/a	%					
		a 目標値						
b 実績値								
c 達成率b/a		%						
指定管理者の収支状況	事業計画 (H30)		平成27年度 (実績)	平成28年度 (実績)	平成29年度 (実績)	平成30年度 (実績)	令和元年度 (計画)	
	(千円)	実績-計画						
収入	利用料金	2,508	306	2,426	2,861	2,572	2,814	2,541
	県負担金	0	0	0	0	0	0	0
	その他	1,313	△427	689	491	819	886	1,159
	計a	3,821	△121	3,115	3,352	3,391	3,700	3,700
支出b		3,821	△121	3,115	3,352	3,391	3,700	3,700
	うち人件費	2,924	△206	2,389	2,338	2,381	2,718	2,799
収支a-b		0	0	0	0	0	0	0
配置職員数 (人)	常勤 5	常勤	常勤 3	常勤 5	常勤 3	常勤 3	常勤 5	
	非常勤	非常勤	非常勤 5	非常勤	非常勤 5	非常勤 5	非常勤	

※この収支は指定管理者が行う管理運営にかかるものであり、この他に県が直接負担したものとしては、「2 施設の概要」の「県予算」の「その他」がある。

5. 平成30年度事業の実施状況・実績の検証

管理運営の状況	計画	実績
	<指定管理者実施分> ①施設の維持・管理 ・施設の維持管理 ・施設の防火・防災 ・救急・警備・防犯 ・利用者の安全確保 ②施設の運營業務 ・施設内行事の企画・調整・実施 ・自然公園内県営公園施設条例に基づく許可及び利用料金の徴収 ・施設の利用促進 <県実施分> ①施設被災の際の本格復旧 ②行政財産目的外使用許可及び許可に伴う使用料の徴収 ③その他協定書に定める指定管理者の業務以外	<指定管理者実施分> ①維持管理業務 ・定期的に巡視を実施し、施設・設備の異常の有無を確認した。 ・荒天時には遊泳禁止とし、事故防止を図った。 ・開設期間中は火の元責任者を配置し、火気厳禁を掲示した。期間外には掲示とともに随時点検を行った。 ・開設前に消防署の救難に関する講習・訓練を行った。 ②施設運營業務 ・海開き時に清掃、安全講習、環境美化に関する行事を企画・実施した。 ・条例、規則に基づく施設利用許可及び施設利用料金の徴収を行った。 ・広報誌、ホームページを利用し、市内外に情報発信し、利用者の増加を図った。 <県実施分> ①実績なし ②実績なし ③施設内の修繕(400千円)
	指定管理者制度の導入効果を踏まえた施設の設置目的の達成状況の総合評価	A
	(説明) ※管理運営の状況や収支の状況の検証結果、成果指標の達成状況等を踏まえて記載	
○利用者数は目標を達成し、管理運營業務も協定書のとおり適切に遂行されている。 ○利用者の安全のための取組を適切に実施しており、安全管理も徹底されている。		

6. 令和元年度事業の実施にあたり見直した内容

内容
○海水浴場施設であるため、夏の天候状況に利用者数が影響されるが、国立公園事業施設として、快適に利用者へ提供できるよう、利用者の声を随時把握し、適正な管理運営に反映させる。 ○市への施設の移譲に向け、老朽箇所の修繕等を行う。

7. 令和元年度事業の評価

視点		評価	施設の在り方についての評価	視点		評価
指定管理者の行う管理運営等に関する評価	・施設の設置目的にあった管理運営が行われているか。	a		必要性	・県民ニーズに照らして、事業の必要性が薄れていないか。	■ a. 薄れていない b. 一部薄れている c. 薄れている
	・住民の公平かつ平等な利用の確保が行われているか。	a			・事業を取りまく環境、経済情勢などの変化に適応しているか。	■ a. 適応している b. 一部適応していない c. 適応していない
	・利用者に質の高いサービスの提供が行われているか。	a			・市町または民間に移管・移譲することが適当（可能）ではないか。	a. 適当（可能）でない b. 一部適当（可能）でない ■ c. 適当（可能）である
	・施設・設備の維持管理は適切に行われているか。	a		効率性	・県の負担や業務量に見合った活動結果が得られているか。	■ a. 得られている b. 一部得られている c. 得られていない
	・収入の確保に向けた取り組みが行われているか。	a			・指定管理者制度以外で、同一の県負担や業務量でより大きな活動結果が得られる手法に代えられないか。	■ a. 代えられない b. 一部代えられない c. 代えられる
	・経費節減に向けた取り組みが行われているか。	a			有効性	・指定管理者制度は、施設の設置目的の達成に十分寄与する手法となっているか。
(その他の観点)		・事業効果をさらに上げる余地はないか。	■ a. 余地はない b. 一部余地がある c. 余地がある			
			(その他の観点)			

※評価区分（a：行われている、b：一部行われていない、c：行われていない）

8. 令和2年度事業の実施に向けた方向性

区 分	■ 現状維持	改善	移管	廃止
(説明：2年度事業の実施に向けた方向性の理由・見直しの内容)				
○国立公園事業施設として自然環境に配慮しつつ、快適な利用環境を整えることで、利用者の増加を図る。				
○引き続き、利用者の安全確保や施設の適正な運営管理を実施する。				
○令和3年度からの施設の移譲に向け、五島市との手続きを進める。				